

事 務 連 絡  
令 和 2 年 6 月 2 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課  
都 道 府 県 民 生 主 管 部 ( 局 )  
    国 民 健 康 保 険 主 管 課 ( 部 )                   御 中  
都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 部 ( 局 )  
    後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 ( 部 )

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その 15)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添3のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

(別添2)

歯科診療報酬点数表関係

【特定保険医療材料】



問1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」のⅡの4の059「純チタン2種」(以下、「純チタン」という。)について、鋳造用ではなくCAD/CAM用の材料を用いた場合は算定できるか。

(答) 算定できない。

問2 純チタンで作製した全部金属冠について、歯冠形成はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M001」に掲げる歯冠形成の「1のイ 金属冠」又は「2のイ 金属冠」により算定する。

問3 純チタンで作製した全部金属冠について、装着はどのように算定するのか。

(答) 区分番号「M005」に掲げる装着の「1 歯冠修復」により算定する。

問4 純チタンで作製した全部金属冠について、区分番号「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料は対象となるか。

(答) なる。